

税外債権管理に関する取り組み（八幡浜市）

【取組概要】

税外債権の管理業務に特化した「債権管理室」を設置し、各課から滞納債権の移管を受け、過去に取組みのなかった「私債権等の法的手続きによる回収」を行い、滞納債権を圧縮させる。また、アナウンス効果等により常習化している悪質滞納者の抑制を図る。

【取組みの効果】

今年度からの実施のため、実績はない。
今後実績を上げ、「市の債権を滞納すると法的手続きを取られる」という認識を市民に浸透させたい。

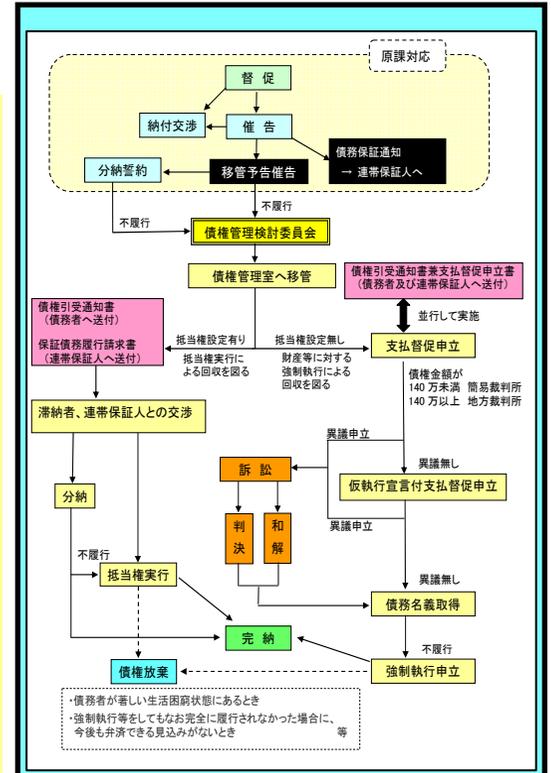
【他団体へのアドバイス】

県下の他市町でも同様の取組みを行えば、アナウンス効果が相乗的に得られると考える。

【創意・工夫した点】

「事実上徴収不可能である私債権」の不納欠損には「時効の援用」あるいは「債権放棄」が必要である。そのため滞納が累積し、債権管理業務が非効率となっているので、債権管理条例に「債権放棄」の規定を設けた。

人口 38,400人
担当部署 総務企画部税務課債権管理室



滞納債権の移管及び処理のフローチャート